

## 工事現場における適正な施工体制の確保等に関する取り扱い

標記のことについて、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行に伴い、下記により取り扱うこととします。

### 記

- 1 一括発注下請の禁止  
公共工事では、一括下請負を全面的に禁止しています。
- 2 技術者の配置
  - (1) 現場代理人の配置  
工事現場に常駐できる方を現場代理人として配置してください。ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合には、工事現場における常駐を要しない場合があります。
  - (2) 主任技術者の配置  
建設工事の施工技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者の配置が必要です。
  - (3) 監理技術者の配置  
下請契約の総額が 4,500 万円(建築一式工事の場合 7,000 万円)以上になる場合は、主任技術者に代えて、監理技術者を配置してください。
  - (4) 現場代理人等の兼任  
現場代理人と主任技術者(監理技術者を含む。)は、兼任することができます。
  - (5) 技術者の専任配置  
請負金額 4,000 万円(建築一式工事の場合は 8,000 万円)以上の場合は、工事現場ごとに専任の技術者を配置させなければなりません。  
※専任とは  
他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。
  - (6) 受注者と現場代理人等との雇用関係  
現場代理人及び主任技術者(監理技術者を含む。)は受注者と入札参加資格確認申請受付最終日(指名競争入札による場合は入札日、随意契約による場合は見積書提出日)以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。(健康保険被保険者証の写し等の提出により雇用関係を確認します。)
- 3 「登録のための確認のお願い」の作成及び登録  
請負金額が 500 万円以上の工事については、工事实績情報システム(CORINS)に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、一般財団法人日本建設情報総合センターに登録し、「登録内容確認書(工事实績)」の(写)を工事担当室(課)に提出してください。
- 4 施工体制台帳及び施工体系図の作成  
下請契約を締結する場合は、施工体制台帳及び施工体系図の作成が必要です。また、下請負人の健康保険等の加入状況についても確認が必要になります。  
施工体制台帳(写)については、工事担当室(課)に提出してください。
- 5 下請の適正化  
下請代金の決定、支払条件の決定等の下請業者との契約については、建設業法、その他関係諸法令を遵守し、適正な下請負関係を結んでください。特に下記事項に留意し、公正で信義に従った誠実な対応を行ってください。
  - (1) 下請契約においては、建設業法第19条の規定に基づき契約書を作成し、その内容においては適正な工期及び工程の設定をしてください。
  - (2) 下請代金の設定については、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、これに基づく双方の協議を行うなど、適正

な手順を徹底するとともに、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとしてください。

(3) 前払金の支払を受けたときは、建設業法第24条の3第2項に基づき、前払金制度の趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を速やかに前払いするよう適切な配慮をしてください。

(4) 請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後の支払いを受けたときは、下請業者に対し、速やかに支払うようにしてください。

(5) 共同企業体が行う工事の下請契約等は、共同企業体名による契約を締結するなど、あらかじめ各構成員と下請負人との権利義務関係を明確にしてください。

(6) インボイス制度の導入に当たり、元請負人(下請契約の注文者)が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない(減額する)行為により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。(国土交通省ホームページより)

## 6 適正な労働条件の確保

建設工事に従事する労働者の雇用にあたっては、労働関係諸法令を遵守し、労働条件の改善に努めてください。

(1) 労働者の労働環境の確保のため、社会保険(雇用保険、健康保険、厚生年金等)の加入及び保険料の適正な納付を行うとともに、下請契約締結時における法定福利費を適正に確保してください。また、元請業者は、下請業者に対して、これらのことについて指導、助言等を行うようお願いいたします。

(2) 労働者の災害に対する補償について、任意の労働者災害補償保険に加入するなど適切な対応を行ってください。

(3) 労働者の福祉の向上及び雇用の安定を図るための建設業退職金共済組合に加入する等適切な運用を行ってください。

## 7 労働者の事故防止

労働災害の防止については、自らが雇用する労働者はもとより、下請負がある場合は、その労働者も含めて保安教育及び工事現場内の保安設備の点検等を行い、事故防止に万全を期するように十分配慮してください。